

福井県優良工事等事業者表彰要綱

制 定 昭和59年 4月 1日

最終改定 令和 8年 3月10日

(目的)

第1条 この要綱は、福井県が発注する工事の施工および設計の業務（以下「工事等」という。）について優秀な成績を収めた事業者を顕賞し、もって、その功績に報いるとともに、建設技術の向上と事業者の育成を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優秀賞
- (2) 優良賞
- (3) 特別賞

(表彰の期日)

第3条 表彰は、原則として毎年度8月に実施するものとする。

(表彰対象者)

第4条 優秀賞および優良賞は、次の(1)から(3)までのすべてに該当する工事または設計を行った事業者で、かつ、(4)から(8)までのすべてに該当する事業者を表彰対象者とする。

(1) 福井県が発注し、前年度に完成または完了した工事等（債務負担、明許繰越等に係る工事等は完成年度に、継続工事は最終年度に、当該工事等の全体を対象とする。）で、1件の工事請負額が1,000万円以上または1件の設計業務の委託費が500万円以上で、工事等の成績総評点（以下「総評点」という。）が80点以上であること。

ただし、前年度受賞者（特定建設共同企業体または、経常建設共同企業体（以下JVという）で受賞の場合は代表者のみを対象）の工事等の総評点については、受賞した工事等の総評点を超えていること。なお、工事における入札公告の「建設工事の種類」が受賞した工事と異なる場合はこの限りでない。

- (2) 工事においては、主たる工事を元請者が施工した工事で、かつ、下請け率が50%未満であること。ただし、建築および建築設備工事を除く。
- (3) 設計においては、主たる業務を受託者が設計した業務であること。
- (4) 主たる営業所が、県内にある事業者であること。
- (5) 工事を行った事業者においては、前年度における工事の総評点がいずれも70点以上であること。
- (6) 設計を行った事業者においては、前年度における設計業務の総評点がいずれも70点以上、かつ、設計以外の業務の総評点がいずれも65点以上であること。
- (7) 前年度から申請年度の福井県優良工事等事業者表彰式までの期間において、指名停止(除外)、口頭や文書による注意・警告および法令等に違反のない事業者であること。ただし、競争入札妨害等の不正な行為に伴う指名停止の場合は、指名停止が終了した翌年度以降3年を経過している事業者であること。
- (8) 社会的信用のある事業者であること。

2 特別賞は、前項の(4)から(8)までのすべてに該当し、かつ、災害時の復旧支援活動など地域への貢献に著しい業績をあげ、県が特に必要と認めた事業者を表彰対象とする。

(表彰の申出)

第5条 事業者は、前条第1項の表彰対象者に該当するときは、優良工事等申出書（要綱様式1-1（工事）、要綱様式1-2（設計業務））に次の資料を添えて、発注機関の長に表彰の申出をすることができる。

- (1) 優良工事説明書（要綱様式2）または優良設計業務説明書（要綱様式3）
- (2) 工事の場合は、工事全景や周辺状況、申出理由等の取り組み内容を簡潔に説明するスライド（パワーポイントで作成したもの。）
- (3) 設計業務の場合は、優良設計業務説明書の内容がわかる業務概要を簡潔に説明するスライド（パワーポイントで作成したもの。）

2 前項の規定により申出することができる件数は、1事業者当たり県内全域で1件のみとする。なお、JVの代表者は別事業者とはみなさないものとする。

3 申出期間は、原則として毎年4月中旬から5月中旬までとする。

（表彰の内申）

第6条 発注機関の長は、前条により申出があったもののうち、優良工事等申出書の内容を確認して表彰に値する工事等があると認めるときは、別に定める日までに、優良工事等事業者表彰内申書（要綱様式5）に次の資料を添えて、会計管理者に表彰の内申をするものとする。

- (1) 優良工事説明書（要綱様式2）、優良設計業務説明書（要綱様式3）（申出者作成に追記）
- (2) 位置図（管内図）
- (3) 申出者から提出された添付資料
- (4) 優良工事審査基準（要綱別表1）、優良設計業務審査基準（要綱別表2）に基づき評点した結果

2 発注機関の長は、表彰の内申をしない工事等については当該申出者にその旨を通知するものとする。

3 発注機関の長は、第4条第2項に該当する事業者があると認めるときは、別に定める日までに、優良工事等事業者表彰内申書（要綱様式5）に次の資料を添えて会計管理者に表彰の内申をするものとする。

- (1) 特別賞説明書（要綱様式4）

（選考等）

第7条 表彰は、内申のあった工事等について、工事検査課職員による書類審査を行い、選考委員会の選考を経て知事が決定する。

- 2 選考委員会の委員は、学識経験者、専門技術者および行政関係者とする。
- 3 選考委員会は、優良工事審査基準（要綱別表1）または、優良設計業務審査基準（要綱別表2）等に基づき選考する。
- 4 工事検査課長は、表彰の決定について当該申出者に通知するものとする。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、賞状の授与により行う。

（表彰の取消し）

第9条 表彰の対象となった優良工事等において、後日、当該工事等に係るかしの補修または損害賠償が実施されたときまたは法令違反等により処分を受けたときは、表彰の選考または決定を取り消すものとする。

2 表彰受賞予定事業者が、表彰受賞までに、法令違反等により処分を受けたときは、表彰の選考または決定を取り消すものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。